

◎佐賀県条例第8号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～49 略					1～49 略				
50 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	高圧ガスの容器検査又は高圧ガスの容器再検査を受けようとする者	高圧ガス容器検査又は高圧ガス容器再検査手数料	(1) 略 (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（(1)に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	容器検査申請又は容器再検査申請のとき	50 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	高圧ガスの容器検査又は高圧ガスの容器再検査を受けようとする者	高圧ガス容器検査又は高圧ガス容器再検査手数料	(1) 略 (2) 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> （(1)に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞ	容器検査申請又は容器再検査申請のとき

改正前					改正後				
			ア～オ 略 (3)・(4) 略				れ次に定める 金額 ア～オ 略 (3)・(4) 略		
51～130 略					51～130 略				
131 調理師法 第3条の2第 1項の規定に 基づく調理師 試験の実施	調理師試 験を受け ようとする 者	調理師 試験手 数料	6,100円	受験申 込みの とき	131 調理師法 第3条の2第 1項の規定に 基づく調理師 試験の実施	調理師試 験を受け ようとする 者	調理師 試験手 数料	6,400円	受験申 込みの とき
132～140 略					132～140 略				
141 毒物及び 劇物取締法第 4条第2項の 規定に基づく 毒物又は劇物 の製造業又は 輸入業の登録 (毒物及び劇 物取締法施行 令(昭和30年 政令第261号) 第36条の7第 1項第1号に 規定する登録 を除く。以下	毒物又は 劇物の製 造業又は 輸入業の 登録を申 請する者	毒物又 は劇物 の製造 業又は 輸入業 登録申 請経由 手数料	20,700円	登録申 請のと き	141 毒物及び 劇物取締法第 4条第1項の 規定に基づく 毒物又は劇物 の製造業又は 輸入業の登録 の申請に対す る審査	毒物又は 劇物の製 造業又は 輸入業の 登録を申 請する者	毒物又 は劇物 の製造 業又は 輸入業 登録申 請手数 料	27,200円	登録申 請のと き

改正前					改正後				
この号、次号及び第144号において同じ。)の申請に係る経由									
142 毒物及び劇物取締法第9条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に係る経由	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更を申請する者	毒物又は劇物の製造業又は輸入業登録変更申請経由手数料	3,200円	変更申請のとき	142 削除				
143 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業の登録の更新を申請する者	毒物又は劇物販売業登録更新申請手数料	6,400円（電子申請にあっては、5,300円）	更新申請のとき	143 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業の登録の更新を申請する者	毒物又は劇物販売業登録更新申請手数料	6,400円（電子申請にあっては、5,300円）	更新申請のとき

改正前					改正後						
144	毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に係る経由	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新を申請する者	毒物又は劇物の製造業又は輸入業登録更新申請経由手数料	6,800円	更新申請のとき	144	毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新を申請する者	毒物又は劇物の製造業又は輸入業登録更新申請手数料	10,200円	更新申請のとき
145	略				145	略					
						145の2	毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更を申請する者	毒物又は劇物の製造業又は輸入業登録変更申請手数料	5,200円	変更申請のとき
146	毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売	毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付を受けよ	毒物又は劇物の販売業登録票書換え交付手	2,400円	書換え交付申請のとき	146	毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造	毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の	毒物又は劇物製造業、輸入業又は販売業登	2,400円	書換え交付申請のとき

改正前					改正後				
業の登録票の書換え交付	うとする者	数料			業、輸入業又は販売業の登録票の書換え交付	書換え交付を受けようとする者	録票書換え交付手数料		
147 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付を受けようとする者	毒物又は劇物販売業登録票再交付手数料	4,000円	再交付申請のとき	147 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の再交付	毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の再交付を受けようとする者	毒物又は劇物製造業、輸入業又は販売業登録票再交付手数料	4,000円	再交付申請のとき
148 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第1号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第4条第1項に規定する製剤製造業者等の登録の申請に対する審査	製剤製造業者等の登録を申請する者	毒物又は劇物製剤製造業者等登録申請手数料	27,200円	登録申請のとき	148から150まで 削除				
149 毒物及び	製剤製造	毒物又	10,200円	更新申					

改正前					改正後						
<u>劇物取締法施行令第36条の7第1項第1号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第4条第4項に規定する製剤製造業者等の登録の更新の申請に対する審査</u>	<u>業者等の登録の更新を申請する者</u>	<u>は劇物製剤製造業者等登録更新申請手数料</u>		<u>請のとき</u>							
<u>150 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第3号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第9条第1項に規定する製剤製造業者等の登録の変更の申請に対する審査</u>	<u>製剤製造業者等の登録の変更を申請する者</u>	<u>毒物又は劇物製剤製造業者等登録変更申請手数料</u>	<u>5,200円</u>	<u>変更申請のとき</u>							
<u>151 覚せい剤</u>	<u>覚せい剤</u>	<u>覚せい</u>	<u>3,900円</u>	<u>指定申</u>	<u>151 覚醒剤取</u>	<u>覚醒剤施</u>	<u>覚醒剤</u>	<u>3,900円</u>	<u>指定申</u>		

改正前					改正後				
取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤施用機関</u> の指定の申請に対する審査	施用機関の指定を申請する者	剤施用機関指定申請手数料		請のとき	締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤施用機関</u> の指定の申請に対する審査	用機関の指定を申請する者	施用機関指定申請手数料		請のとき
152 <u>覚せい剤</u> 取締法第3条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤研究者</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚せい剤</u> 研究者の指定を申請する者	<u>覚せい剤</u> 研究者指定申請手数料	3,900円	指定申請のとき	152 <u>覚醒剤</u> 取締法第3条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤研究者</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚醒剤</u> 研究者の指定を申請する者	<u>覚醒剤</u> 研究者指定申請手数料	3,900円	指定申請のとき
153 <u>覚せい剤</u> 取締法第4条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>覚せい剤製造業者</u> 、 <u>覚せい剤原料輸入業者</u> 、 <u>覚せい剤</u>	<u>覚せい剤</u> 製造業者、 <u>覚せい剤</u> 原料輸入業者、 <u>覚せい剤</u> 原料輸出業者又は <u>覚せい剤</u> 原料製造業者の指定	<u>覚せい剤</u> 製造業者等指定申請経由手数料	17,600円	指定申請のとき	153 <u>覚醒剤</u> 取締法第4条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>覚醒剤製造業者</u> 、 <u>覚醒剤原料輸入業者</u> 、 <u>覚醒剤</u> 原料輸出業者又は <u>覚醒剤</u> 原料製造業者の指定を申請	<u>覚醒剤</u> 製造業者、 <u>覚醒剤</u> 原料輸入業者、 <u>覚醒剤</u> 原料輸出業者又は <u>覚醒剤</u> 原料製造業者の指定を申請	<u>覚醒剤</u> 製造業者等指定申請経由手数料	17,600円	指定申請のとき

改正前					改正後				
<p>剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の申請に係る経由</p>	を申請する者				<p>出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定の申請に係る経由</p>	する者			
<p>154 覚せい剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由</p>	<p>覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付を申請する者</p>	<p>覚せい剤製造業者等指定証再交付申請経由手数料</p>	2,900円	再交付申請のとき	<p>154 覚醒剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由</p>	<p>覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付を申請する者</p>	<p>覚醒剤製造業者等指定証再交付申請経由手数料</p>	2,900円	再交付申請のとき
<p>155 覚せい剤取締法第11条第1項（同法第30条の5に</p>	<p>覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、</p>	<p>覚せい剤施用機関等指定証</p>	2,700円	再交付申請のとき	<p>155 覚醒剤取締法第11条第1項（同法第30条の5にお</p>	<p>覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚</p>	<p>覚醒剤施用機関等指定証再</p>	2,700円	再交付申請のとき

改正前					改正後				
において準用する場合を含む。)の規定に基づく <u>覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付の申請に対する審査</u>	<u>覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付を申請する者</u>	再交付申請手数料			において準用する場合を含む。)の規定に基づく <u>覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付の申請に対する審査</u>	<u>覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付を申請する者</u>	交付申請手数料		
156 <u>覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査</u>	<u>覚せい剤原料取扱者の指定を申請する者</u>	<u>覚せい剤原料取扱者指定申請手数料</u>	11,500円	指定申請のとき	156 <u>覚醒剤取締法第30条の2の規定に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査</u>	<u>覚醒剤原料取扱者の指定を申請する者</u>	<u>覚醒剤原料取扱者指定申請手数料</u>	11,500円	指定申請のとき
157 <u>覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料研究者の指定の申請</u>	<u>覚せい剤原料研究者の指定を申請する者</u>	<u>覚せい剤原料研究者指定申請手数料</u>	3,900円	指定申請のとき	157 <u>覚醒剤取締法第30条の2の規定に基づく覚醒剤原料研究者の指定の申請</u>	<u>覚醒剤原料研究者の指定を申請する者</u>	<u>覚醒剤原料研究者指定申請手数料</u>	3,900円	指定申請のとき

改正前					改正後				
に対する審査					する審査				
158～321 略					158～321 略				
322 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する注射	家畜に対する注射を受けようとする者	家畜注射手数料	(1) 家畜の予防注射 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～エ 略 (2) 略	注射を受けようとするとき	322 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する注射	家畜に対する注射を受けようとする者	家畜注射手数料	(1) 家畜の予防注射 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～エ 略 オ 豚熱 1 頭1回につき300円 (2) 略	注射を受けようとするとき
323～333 略					323～333 略				
					333の2 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項又は第119条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可を申請する者	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	2,900円	許可申請のとき

改正前					改正後				
					審査				
					333の3 漁業法第57条第1項又は第119条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可を申請する者	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	2,400円	許可申請のとき
334 漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権の免許を申請する者	漁業権免許申請手数料	3,700円	免許申請のとき	334 漁業法第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権の免許を申請する者	漁業権免許申請手数料	3,700円	免許申請のとき
335 漁業法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）	漁業権の共有の認可を申請する者	漁業権共有認可申請手数料	3,700円	認可申請のとき	335 漁業法第72条第6項の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請	漁業権の共有の認可を申請する者	漁業権共有認可申請手数料	3,700円	認可申請のとき

改正前					改正後				
の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査					に対する審査				
336 漁業法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	漁業権の分割又は変更の免許を申請する者	漁業権分割変更免許申請手数料	2,500円	免許申請のとき	336 漁業法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	漁業権の分割又は変更の免許を申請する者	漁業権分割変更免許申請手数料	2,500円	免許申請のとき
337 漁業法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可を申請する者	定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	1,200円	認可申請のとき	337 漁業法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	個別漁業権を目的とする抵当権の設定を申請する者	個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	1,200円	認可申請のとき
338 漁業法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置	定置漁業権又は区画漁業権の移転の	漁業権移転認可申請手数料	1,200円	認可申請のとき	338 漁業法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別	個別漁業権の移転の認可を申請する	漁業権移転認可申請手数料	1,200円	認可申請のとき

改正前					改正後				
<u>漁業権又は区画漁業権の移転の認可の申請に対する審査</u>	認可を申請する者				<u>漁業権の移転の認可の申請に対する審査</u>	者			
339 <u>漁業法第36条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査</u>	休業中の漁業の許可を申請する者	休業中の漁業許可申請手数料	2,500円	許可申請のとき	339 <u>漁業法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査</u>	休業中の漁業の許可を申請する者	休業中の漁業許可申請手数料	2,500円	許可申請のとき
340 <u>漁業法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査</u>	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可を申請する者	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	2,900円	許可申請のとき	340及び341 <u>削除</u>				
341 <u>漁業法第</u>	5トン以	5トン	2,400円	許可申					

改正前					改正後				
65条第1項又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可を申請する者	以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料		申請のとき					
342～407の10 略					342～407の10 略				
407の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請する者	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 ア 略 イ 仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に	認定申請のとき	407の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請する者	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 ア 略 イ 簡易評価基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)	認定申請のとき

改正前				改正後			
			<p>定める基準をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) 略</p>				<p><u>に定める基準をいう。</u> <u>以下この号において同じ。）及び</u> <u>仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及び</u> <u>ロ(3)に定める基準をいう。以下この号において同じ。）</u> 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)・(イ) 略</p>

改正前					改正後						
			(2) 略 ア 略 イ 仕様基準 次に掲げ る建築物の 床面積の合 計の区分に 応じ、それ ぞれ次に定 める金額 (ア)～(エ) 略 ウ 性能基準 と仕様基準 の併用 ア に定める額 にイに定め る額を加算 した額 (3)～(5) 略				(2) 略 ア 略 イ <u>簡易評価</u> <u>基準及び仕</u> <u>様基準</u> 次 に掲げる建 築物の床面 積の合計の 区分に応じ、 それぞれ次 に定める金 額 (ア)～(エ) 略 ウ 性能基準 と <u>簡易評価</u> <u>基準又は仕</u> <u>様基準との</u> 併用 アに 定める額に イに定める 額を加算し た額 (3)～(5) 略				
407の12～427 略					407の12～427 略						
428	古物営業	許可証の	古物営	1,500円	書換え	428	古物営業	許可証の	古物営	1,500円	書換え

改正前					改正後				
法第7条第4項の規定に基づく許可証の書換え	書換えを受けようとする者	業許可証書換え手数料		申請のとき	法第7条第5項の規定に基づく許可証の書換え	書換えを受けようとする者	業許可証書換え手数料		申請のとき
428の2～494 略					428の2～494 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1第50号、第131号、第141号から第144号まで、第145号の2から第150号まで及び第428号の改正規定 令和2年4月1日
- (2) 別表第1第151号から第157号までの改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条の規定（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の施行の日
- (3) 別表第1第333号の2から第341号までの改正規定 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）第1条の規定の施行の日